

監監第 626 号
令和7年10月22日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年9月30日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 財産の管理について

本件請求における請求書の記載を要約すると、請求人は、中田中央公園の指定管理者が「買収済用地を借用した「中田農園」で実施した「2024年」の「さつまいも掘り体験」は、「当該指定管理者が特定の団体、あるいは一部の利用者を招待して」「個別にレクレーションを楽しんだことになり、公共性、公益性がまったくみとめられない行事である」「施設の私物化になる」「財産の管理を間違ってもいる」と主張しているものと解されます。

請求人は、事実証明書として「2024年11月15日」の「さつま芋掘り会」並びに「いも掘りの準備」の標題で「2024年9月7日」及び「2024年9月24日」の写真を掲載していますが、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を掲示したものとは認められないことは、同請求人による令和7年6月30日付（同日受付）の住民監査請求に対して通知した「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年7月18日監監第414号）及び令和7年7月31日付（同日受付）の住民監査請求（中田中央公園の「さつまいも掘り体験」に関するもの）に対して通知した「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年9月5日監監第516号）のとおりです。

（裏面あり）

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

2 指定管理料の支出について

請求人は、「中田中央公園の」「2024年」の「「さつまいも掘り体験」に要した工数は」「指定管理料に含まれていたことになる」と述べていることから、令和6年度の中田中央公園の指定管理者に対する指定管理料の支出について摘示しているものと解されます。

本件請求における請求書の記載を要約すると、請求人は、「さつまいも掘り体験」及び「いも掘りの準備」に要した費用は、「無駄な公金の支出である」と主張しているものと解されます。

請求人は、その理由として事実証明書において「個別の行事である「さつまいも掘り体験」」及び「いも掘りの準備」「に要した工数はおのずと指定管理料に含まれていたことになる」「いも掘りの準備」の標題で「2024年9月7日」及び「2024年9月24日」の写真を掲載し、「個別の行事である「さつまいも掘り体験」の準備をしている事実を示すことで、十分に事実の証明をしていることになる」と述べています。

しかし、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められないことは、同請求人による令和7年7月31日付（同日受付）の住民監査請求（中田中央公園の「さつまいも掘り体験」に関するもの）に対して通知した「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年9月5日監監第516号）のとおりです。

したがって、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、監査委員がこれまで請求人の書いた監査請求書を読んでいないかのように主張していますが、当監査委員は、これまでの複数回にわたる、同請求人から提出された中田中央公園に関する住民監査請求について、法の要件を満たした請求ではないとした判断を、監査委員の合議による結論として繰り返し通知しています。

請求人が、過去に監査委員の合議により却下された住民監査請求と同様の事案について、先に提出した住民監査請求書に係る結果通知も待たずに同じ主張による請求を繰り返すことは、制度の濫用とみなされかねず、行政運営に著しい支障を及ぼす可能性があります。

請求人は、個人に対する侮蔑的な表現を含む住民監査請求書を繰り返し提出していますが、住民監査請求制度は、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、市民が監査委員に対し、その監査と損害の補填等の措置を請求する制度であり、指定管理者及び所管部署とのトラブルの解決を目的とするものではないことを申し添えます。